



2019年12月6日

SOMPOホールディングス株式会社

## 「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録

SOMPOホールディングス株式会社（グループCEO執行役社長：櫻田 謙悟、以下「SOMPOホールディングス」）は、自社の内部通報制度である「コンプライアンスホットライン」について消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」に本日登録されましたので、お知らせいたします。

### 1. 「自己適合宣言登録制度」登録について

SOMPOホールディングスは、法令等違反や社内規則違反について、社員が直接通報・相談できる窓口として、社内および社外に内部通報受付窓口「コンプライアンスホットライン」を設置し、運営しています。窓口では幅広く通報・相談を受け付け、適切に対応するとともに、社員が安心して利用できるように、通報に係る秘密保持等を徹底しています。このたび、さらなるコンプライアンス経営の推進や健全な業務遂行の確保に向け、内部通報制度の実効性を高めていくために、認証基準に沿った「コンプライアンスホットライン」の環境整備に取り組み、登録に至りました。また、当社グループにおいては、当社のほか、損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびSOMPOひまわり生命保険株式会社が登録しています。

### 2. SOMPOホールディングスグループの内部通報制度の整備状況について

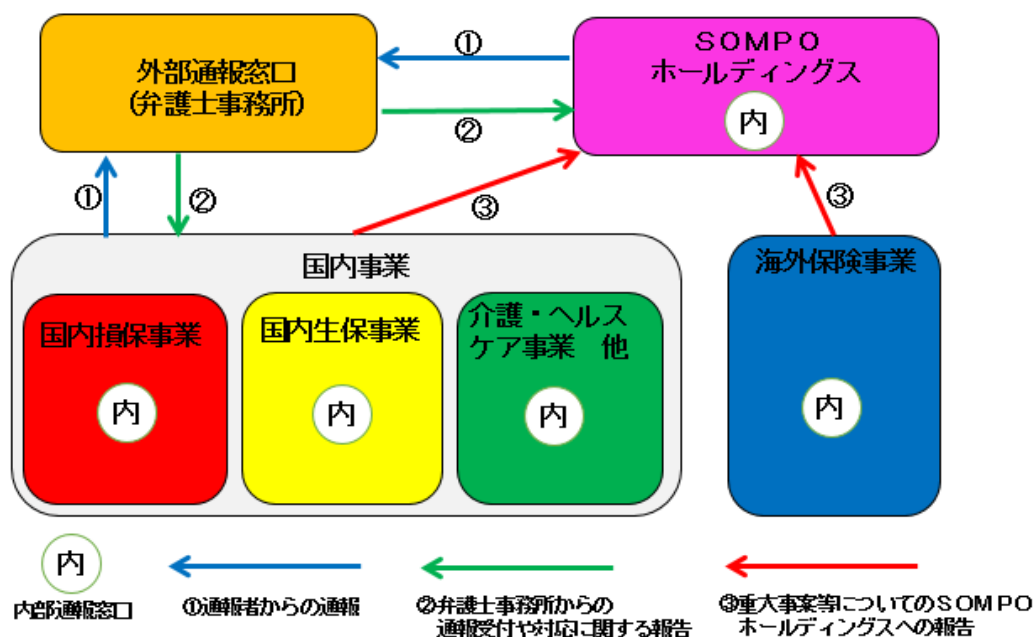
SOMPOホールディングスグループでは、国内外を問わず内部通報制度を整備し、通報者保護を含む適切な制度の運営や社内周知を行うなど、違反行為の早期発見と未然防止に取り組んでいます。また、重要事案が通報された場合は、SOMPOホールディングスまで報告がなされる態勢が構築されています。

なお、国内ではグループ会社ごとに社内受付窓口の整備を行い、弁護士事務所をグループ共通の社外受付窓口として活用するなどしています。

### 3. 今後について

SOMPOホールディングスは、グループ会社をより安心してご利用いただけるよう、今後も、内部通報制度の整備をはじめ、コンプライアンス経営を推進し、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに信頼されるグループを目指していきます。

## SOMPOホールディングスグループ内部通報制度（イメージ）



### 【ご参考】「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の概要

内部通報制度認証は、企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るために、「優れた内部通報制度を持つ会社を高く評価する」ものとして、消費者庁が2019年2月から導入した制度です。

自己適合宣言登録制度とは、事業者が、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（2016年12月9日消費者庁）と自らの内部通報制度を照らし合わせ、認証基準に適合している場合、事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMS（内部通報制度認証）マークの使用を許諾する制度です。

### <認証制度のWCMSマーク>



以上